

インフルエンザ予防接種対象者へのお知らせ

(※予防接種を受ける前に必ずお読みください)

今年も
無料です

接種対象者へのお知らせ

(1)対象者と実施通知書（接種券）について

①予防接種法施行令により、65歳以上の人（令和4年度の対象者は令和5年1月31日までに満65歳の誕生日を迎える人）に順次個人通知しています。実施通知書（接種券）は、住民基本台帳に基づいて作成しており、町外転居した場合や、接種日が実施通知書（接種券）の有効期間を過ぎる場合は使用できません。

同封の実施通知書（接種券）の有効期間をご確認ください。紛失や破損した場合は下記へご連絡ください。

②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人のうち、障害者手帳1級または同程度の障害がある人で、接種を希望する人は健康増進課までご連絡ください。

(2)実施期間

令和4年10月3日～令和5年3月31日

*但し、実施期間内に65歳の誕生日を迎える方は65歳の誕生日を過ぎてからの実施となります。

*三島・御殿場・小山町の医療機関での接種は1月31日までです。

(3)接種回数

毎年度1回

(4)接種方法

予防接種は各自医療機関（裏面の医療機関一覧表参照）で受けてください。

三島・御殿場・小山町の医療機関でも手続きせずに接種できます。

(5)接種当日、医療機関へ持って行く物

実施通知書（接種券）

※健康手帳を持っている人は、接種記録の記入のため持参しましょう。

(6)自己負担金

無料

自己負担金は、通常1,200円ですが、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されることから、今年も自己負担金は無料とします。

※※ 予防接種を受ける前に必ず読んでください ※※

インフルエンザ予防接種の必要性や副反応について、よく理解し、十分に納得した上で接種を受けましょう。気になることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前にかかりつけの医師に相談しましょう。

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は通常、初冬から春先にみられます。インフルエンザにかかると、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など普通のかぜに比べて全身の症状が強いのが特徴です。さらに、気管支炎や肺炎などを併発し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

また、インフルエンザは流行が始まると、短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点でも普通のかぜとは違います。

インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は、世界的にも認められています。我が国においても、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5カ月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の、12月上旬までに接種を受けておく必要があります。

インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の跡が赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日で治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒けがしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがありますが、通常2～3日で治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害の症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショック、じんましん、呼吸困難などの症状が現れることがあります。

接種を受ける前に

(1) 予防接種を受けることができない人

- ①接種当日、明らかな発熱がある人（接種を受ける医療機関で測定した体温が、37度5分を超えた場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっている人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の变化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③インフルエンザワクチン接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある人
「アナフィラキシー」というのは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した人。

(2) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人。

- ①心臓病、じん臓病、肝臓病や血液、その他の慢性の病気で治療を受けている人。
- ②前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人。
- ③今までにけいれんを起こしたことがある人。
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。
- ⑤間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人。
- ⑥インフルエンザの予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあると言われたことがある人。

新型コロナワクチンとの接種間隔について

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が可能となりました。新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンとの同時接種については、引き続き13日以上の間隔を空ける必要がありますので、ご注意ください。

予防接種を受けた後の一般的注意

- ①予防接種を受けた後30分間は、まれに急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

健康被害救済制度

インフルエンザの予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、健康被害に対する給付を受けることができます。給付内容の種類は、①医療費②医療手当③障害年金④遺族年金⑤遺族一時金⑥葬祭料です。

【問い合わせ】長泉町健康増進課 成人保健チーム 電話 986-8769

長泉町納米里549 健康づくりセンター（ウェルピアながいすみ内）

